

介護医療院みよし「運営規程」

(事業目的)

第1条 医療法人敬長会が設置する「介護医療院みよし」（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

- 2 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努める。
- 3 施設は入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
- 4 施設は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 前4項のほか、「岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成30年岐阜市条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所)

第3条 事業所の名称及び所在地

- (1) 名称 介護医療院みよし
- (2) 管理者 服部 順子
- (3) 所在地 岐阜市北一色五丁目2番11号
- (4) 電話番号 (058)247-3411

(職員の職種・員数・職務)

第4条 施設に勤務する職種・員数・職務

- (1) 管理者（院長） 1名（医師が兼務）
施設サービスの実施に携わる職員の総括管理及び指導を行う。
- (2) 医師 2名以上
病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師 1名
医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。
- (4) 介護支援専門員 1名
施設サービス計画を立て、要介護認定に関する申請を行う。
- (5) 看護職員 9名以上
医師の指示及び施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (6) 介護職員 13名以上
入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (7) 理学療法士又は作業療法士 1名以上
リハビリテーションプログラムを作成し、機能回復訓練を指導する。

- | | | |
|-----------|------|-----------------------------|
| (8) 管理栄養士 | 1名 | 献立の管理・栄養指導・栄養マネジメントを行う。 |
| (9) 歯科衛生士 | 1名 | 口腔衛生管理指導及び口腔ケア、協力歯科との連携を行う。 |
| (10) 事務職員 | 2名以上 | 施設運営の全般に係る事務を行う。 |

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、Ⅱ型療養床50名とする。

(介護医療院サービス費及び基本的な利用料金)

第6条 介護医療院サービスの内容は以下の通り。

介護保険サービスの利用料は、報酬告示額への負担割合（1割・2割・3割）による。

- (1) 施設サービス計画の作成・相談・援助
 - (2) 診療
 - (3) 医師の指示の下、自立に向けた機能訓練及びその他必要な医療
 - (4) 入浴（1週間2回以上入浴又は清拭）
 - (5) 排せつ（自立について必要な援助）
 - (6) 褥瘡の予防
 - (7) その他日常生活上の世話（食事・離床・着替え・整容等）
 - (8) レクリエーション行事
- 2 当施設に入所する際の入所者が負担する基本的な利用料金で、利用者に直接請求する。
- (1) 食費 1,690円/日
 - (2) 居住費 840円/日
- 但し、食費・居住費とも、介護保険法第51条の3第1項に定めるものについては、同条第2項に定める負担限度額とする。詳細は居住市町村に問い合わせ下さい。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又は家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(記録)

第7条 施設は入所者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存する。

(身体拘束等の制限)

第8条 施設は入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、入所者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設が入所者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、入所者に対し事前に行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明を行う。

この場合、施設は事前又は事後速やかに、入所者の家族又は後見人(家族や後見人がない場合には連帯保証人)に対し、入所者に対する行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明を行う。

- 3 施設が入所者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限した場合には、前条の(記録)に関する書類に次の事項を記載する。

- 一 入所者に対する行動制限を決定した者の氏名・行動制限の根拠・内容・見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく入所者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく入所者の家族又は後見人（家族や後見人がない場合には連帯保証人）に対する説明の時期及び内容・その際のやりとりの概要
- 4 当施設は「身体抑制対策委員会」を設置し、月一度見直しを行い、拘束ゼロに向けて支援する。

（高齢者虐待防止対策）

第9条 施設は入所者に対する虐待の発生を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 高齢者虐待防止指針および高齢者虐待防止マニュアルを策定する。
- 二 担当者は介護支援専門員とする。
- 三 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- 四 職員に対して虐待防止の研修を定期的に（年1回以上）実施する。

（褥瘡対策）

第10条 施設は入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

（非常災害対策）

第11条 施設は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画及び事業継続計画を策定して非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- 2 風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努め、災害時における施設の被災状況を市に報告するとともに、岐阜市地域防災計画の推進を図る。

（事故対応）

第12条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに岐阜市及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 サービスの提供にともなって、当施設の責めに帰すべき事由により、入所者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合は、入所者に対してその損害の賠償を行う。

（苦情対応）

第13条 施設は介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずる。

- 2 施設は提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(掲示)

第14条 運営規程及び要事項説明書は、当施設ホームページに掲示して閲覧できるようにする。

(施設利用の留意事項)

第15条 職員は事前に入所者に対して、次の点に留意していただくよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則は当施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は介護保険関係法令及び諸規則・個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 施設は職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との個人情報に関する誓約書の内容とする。
- (3) 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (4) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (5) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(職員の資質向上)

第17条 施設は職員の資質向上のために、その研修機会を確保する。

(衛生管理)

第18条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、対策検討委員会を設置しその発生を防止するための体制を整備する。

(協力医療機関)

第19条 施設は入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定める。

- 2 施設はあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(地域連携)

第20条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図る。

(その他留意事項)

第21条 この規程の定めのほか、施設運営に関する重要事項は「重要事項説明書」に基づく。

- 附則 この運営規程は、2019年4月1日から施行する。
- 附則 この運営規程は、2019年10月1日から施行する。
- 附則 この運営規程は、2020年10月1日から施行する。
- 附則 この運営規程は、2021年4月1日から施行する。
- 附則 この運営規程は、2023年4月1日から施行する。
- 附則 この運営規程は、2023年6月1日から施行する。
- 附則 この運営規程は、2024年8月1日から施行する。